

スルガ銀行(株)に対する行政処分に関連するご案内

今次、当機構の協賛社員であるスルガ銀行株式会社に対し、投資用不動産融資に関する不正行為があったこと等を理由に平成30年10月5日付けで、平成30年10月12日(金)から平成31年4月12日(金)までの間、新規の投資用不動産融資(アパート等事業用不動産の取得・建築資金融資のほか、自らの居住に当てる部分が建物全体の50%を下回る新規の住宅ローンを含む)を停止することを主たる内容とする、行政処分が下されました(<https://www.fsa.go.jp/news/30/ginkou/20181005/20181005.html>)。

当機構では、マイホーム借上げ制度の借上げ家賃を振り込む際に、送金手数料がかからないこと、全国のゆうちょ銀行ATM等からの通常営業時間における引出手数料がかからず利便性が高いこと等から、同行の預金口座を利用しておりますが、行政処分の対象には通常の預金取引や送金等の為替取引、既往の融資取引等は含まれていないことから、マイホーム借上げ制度の運営については一切影響がないことを確認いたしております。また、制度利用者のみなさんが開設された預金口座関連の取引についても、新たに業務停止の対象となる借入れをなさる場合を除き一切影響はありません。

この結果、当機構としては、今後も、制度利用者の皆様から特にご要請がない限り、従前どおり同行を引き続き利用する方針です。

万が一家賃受取口座をスルガ銀行以外に変更することを希望される場合には、誠にお手数ではございますが、以下の窓口まで直接ご連絡いただければ必要な手続きをご案内申し上げます。なお、家賃受取口座をスルガ銀行以外の銀行に変更される場合は、大変恐縮ながら、家賃振込のつど送金手数料として432円(お振込金額3万円以上の場合)をご負担いただく必要がありますので、あらかじめご理解を賜りますようお願い申し上げます。

お客様お問い合わせ窓口：03-5211-0757 午前9:00～午後5:00 祝祭日、夏季休業、年末年始除く

今後も当機構のマイホーム借上げ制度について、変わらぬご支援・ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2018年10月29日

一般社団法人 移住・住みかえ支援機構